

# 紹介手数料に関する覚書

(以下甲という)と株式会社リーフランド(以下乙という)は、甲乙間の  
年 月 日付けで締結した職業紹介に関する基本契約書(以下本契約という)  
に基づき、紹介手数料についての覚書を次の通り締結する。

## 記

- 1、乙より甲が紹介を受け、甲へ入社した人材に対し、甲から乙に支払われる紹介手数料は  
1人当たり 円 に消費税を加算した金額とする。
- 2、人材が甲に入社したことを確認した上で乙は甲に紹介手数料を請求し、甲は請求月の翌  
月末日までに乙の指定する口座に振込み支払うものとする。振込手数料に関しては乙の  
負担とする。
- 3、紹介手数料の返金規定  
1か月以内自己都合退職 : 80%返金  
3か月以内自己都合退職 : 30%返金  
3か月目以降に人材が如何なる理由で退職したとしても、乙はその責任を負わないもの  
とし、紹介手数料の返金を行わないものとする。

以上

本覚書を証するため本書2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

(甲)

(乙) 株式会社リーフランド  
新潟県新潟市中央区新光町 10-3  
技術士センタービルⅡ 305号  
代表取締役 早川 正人 印